第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表３記載要領

［１～３　略］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑯」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５・６　略］

７　「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額㉑」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉑」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表４記載要領

［１～３　略］

４　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑯」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５　略］

６　「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額㉑」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉑」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表５記載要領

［１～４　略］

５　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑯」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［６　略］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表３記載要領

［１～３　同左］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５・６　同左］

７　「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉑」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表４記載要領

［１～３　同左］

４　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５　同左］

６　「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉑」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表５記載要領

［１～４　同左］

５　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［６　同左］